

強制執行の申し立てに必要な書類

大阪市北区西天満2丁目1番10号
大阪地方裁判所 執行官室
☎ 06-6361-0690

《注意》

民事執行申立書は、相手方ごとに作成する。

- 法人で申立のときは …… 資格証明または登録事項証明書が必要です。
 代理人で申立のときは …… 委任状が必要です(債務名義正本に代理人として弁護士名が記入されているときは不要です)
 印鑑…………… 必ず印鑑(認め印で可)が必要です。

【動産差押事件(執イ)、仮差押事件(執ハ)】

- 民事執行申立書 2通 (他裁判所等の用紙で当事者目録や請求金額計算書が別紙になっている時は、割印をしてください)
 当事者目録 3通 (債務名義の表示を記載したもの)

【明渡し及び不動産引渡し事件(執ロ)】

- 民事執行申立書 1通 (物件目録を申立書に付けて割印をしてください)
 当事者目録 3通 (債務名義の表示を記載したもの)
 物件目録 4通 (不動産引渡し請求事件は現況調査報告書写を提出してください)

明渡し事件 ……………	※ 明渡し事件で目的物が土地、建物の場合、民事執行申立書は、別々に作成してください。(なお、予納金も別々になります)
不動産引渡し事件 ……………	※ 不動産引渡し事件で目的物が土地、建物の場合、民事執行申立書は、1通でよい。(予納金は、基本の5万円に1物件加算(2万5千円)となり合計7万5千円になります)

【仮処分及び保全処分事件(執ハ)】

- 民事執行申立書 1通 (目的物が土地建物の場合は(執ロ)事件と同じ。動産は事前に判明している場合は物件目録を提出してください)
 当事者目録 3通 (債務名義の表示を記載したもの)
 物件目録 3通

【破産封印事件(執封)】

- 民事執行申立書 1通 (物件が事前に判明しているときは物件目録を提出してください)

* 窓口で下記書類を販売しています *

民事執行申立書(当事者目録とセットで)	30円
送達申立書	10円
委任状	10円
取下書	10円
延期申請書	10円
還付申請書	10円
弁済猶予申請書	10円
停止、取消申請書	10円

強制執行の準備

強制執行をするには、次の書類が必要となります。

- 判決等の正本に基づき強制執行ができる旨の認書(執行文)
 - 判決等の正本が相手方に送達されている旨の証明(送達証明)
- (注意)債務名義によっては、執行文・送達証明が必要でない場合があります。(仮処分等)

併せて、申立人・相手方が法人である場合には

- その法人の全部事項証明又は代表者事項証明が必要です。
これらは、法務局で発行しています。

* 執行の対象物が不動産の場合、債務名義に図面の引用が有る無しにかかわらず、どの事件においても申立時(以降でも可)に、法務局備え付けの地積測量図、建物図面及び各階平面図(法務局に備え付けがない場合は固定資産税課の家屋台帳図面)、更に登記事項証明書の提出の協力をお願い申し上げます。

*** 強制執行をするには、執行費用として予納金が必要です ***

執行予納金納付額一覧表

平成22年5月1日現在
大阪地方裁判所執行官室

管轄

【大阪地裁本庁・支部の管轄区域】

事件区分	債権額	基本額	加算額
差押 仮差押	50万円以下	25,000円	場所1ヶ所増す毎に10,000円加算
	100万円以下	30,000円	
	100万円以上	35,000円	
	不確定	40,000円	
不動産・船舶の「明渡・引渡」		50,000円	物件1個、場所1ヶ所増す毎に25,000円加算
動産代替物の引渡		20,000円	場所1ヶ所増す毎に10,000円加算
破産封印		20,000円	場所1ヶ所増す毎に10,000円加算 自動車1台増す毎に10,000円加算
自動車・建設機械の引渡		20,000円	物件1台、場所1ヶ所増す毎に10,000円加算
抵抗除去		20,000円	場所1ヶ所増す毎に10,000円加算
代替執行 第三者をして	建物退去	50,000円	物件1個、場所1ヶ所増す毎に28,000円加算
	土地明渡	50,000円	
代替執行 執行官をして	建物収去	80,000円	物件1個、場所1ヶ所増す毎に28,000円加算
	土地明渡	50,000円	
仮処分	現状維持	30,000円	物件1個、場所1ヶ所増す毎に15,000円加算
	車両等執行官保管	30,000円	
	その他断行仮処分	該当執行内容の手数料	
	不動産・船舶の「明渡・引渡」	50,000円	物件1個、場所1ヶ所増す毎に25,000円加算
	動産・自動車の引渡	20,000円	物件1個、場所1ヶ所増す毎に10,000円加算
破産・民事再生前の保全処分		30,000円	場所1ヶ所増す毎に15,000円加算
動産競売		35,000円	場所1ヶ所増す毎に10,000円加算

(本庁)

大阪市
池田市 箕面市 豊能郡 豊中市
吹田市 摂津市 茨木市 高槻市
三島郡 枚方市 守口市 寝屋川市
大東市 門真市 四條畷市 交野市
東大阪市八尾市

(堺支部)

堺市(合併した三原町を含む。)
高石市 大阪狭山市
富田林市 河内長野市
南河内郡(河南町 太子町 千早赤阪村)
羽曳野市 松原市 柏原市 藤井寺市

(岸和田支部)

岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市
泉北郡 泉佐野市 泉南市 阪南市
泉南郡

(注意) 上記は、執行官手数料規則にもとづく予納金であり、明渡等事件の作業員日当、遺留品運搬費用、倉庫保管代金等は含まれていません。